

最新判決情報

2009 年
[10 月分]

○新道極真会事件

知財高裁 H21.10.30 H21(行ケ)10038 審決取消請求事件(中野哲弘裁判長)

下記の空手道極真事件では、元支部長による商標登録の妥当性が否定されたが、本件では逆に、相続人による商標登録の妥当性が否定された事案である。

極真空手の創始者〇の相続人が、分派した他の新会派の名称の要部である「新 極真会/SIN KYOKUSINKAI」を第 25 類「被服、空手衣」について商標登録した。これに対して、当該会派が無効審判を請求したが、不成立との審決が下されたので、その審決の取消が求められた事案である。

無効理由は、法 4-1-7 号、4-1-8 号、4-1-10 号、4-1-15 号、3 条 1 項柱書きなどであるが、**本判決では法 4-1-10 号についてのみ審理し**、「新極真会」が当該新会派である原告の名称として空手やスポーツを愛好する者に周知され、空手を志す需要者の間に広く認識されていた。そして、本件商標の指定商品「被服、空手衣」は原告が販売する胴着やTシャツと同一又は類似であるので、法 4-1-10 号に該当するとして、審決を取り消した。

このように 1 つの商標を巡って長く続いた争いは多く、他ではモズライト事件、インディアンモーターサイクル事件などがある。

○空手道極真館事件

知財高裁 H21.10.30 H20(行ケ)10323 審決取消請求事件(中野哲弘裁判長)

極真空手は、創始者〇の死後多数の会派に分裂し、それぞれが極真空手を伝えるものとして活動を行なっていたが、その中の元支部長であった被告が「空手道極真館」を商標登録した。

これに対して、創始者の相続人である三女が無効審判を請求した。特許庁では、法 4-1-8 号および同 10 号の該当性に関して、被請求人(被告)は、極真空手及び極真会館と組織的・経済的に関係があった者であり、極真会館を離脱後も継続して極真空手に携わっているものであるため、同号にいう「他人」というべきではないとした。また法 4-1-15 号や 19 号の該当性についても否定し無効審判請求を不成立とした。その審決の取消が求められた事案である。

しかし、**判決では法 4-1-8 号の該当性について**、原告である三女が創始者〇のすべての権利義務を承継し、「極真会館」を現に運営していることを前提として、8 号の該当性については、極真空手が分裂した後も、「極真」の語が原告自身又は原告が運営する「極真会館」を指すものとして著名であるかどうかについて審理すべきであるところ、審決はこの点について審理判断していないので審理不尽というべきであるとした。

そして、被告は、原告自身又は原告が運営する「極真会館」という団体とは別個の主体であることが明らかであるから、被告は 8 号にいう「他人」というほかになく、「他人」ではないと判断した審決を是認できないとして取り消した。

また、分裂後も被告が極真関連商標を使用する利益を享受できることと、自らの名において商標権を取得し得ることとは別のことであるのみならず、被告は「極真会館」を離脱するに至っているため、「極真」という著名な略称を使用する権原が被告に帰属することはないと判断した。

法 4-1-10 号や 15 号の出所混同のおそれという点では、被告も極真空手を伝えている以上、広い意味での混同はないが、8 号の保護法益、法目的は 10 号や 15 号とは異なるため、まったく逆の結果となり得ることがあることの良い例といえるであろう。

○肌優事件

知財高裁 H21.10.28 H21(行ケ)10071 審決取消請求事件(飯村敏明裁判長)

第5類を指定商品とする登録商標「肌優」に対して、引用商標「優肌 / YU-KI」を理由に無効審判が請求されたが、不成立の審決が下されたので、その取消が求められた事案である。

特許庁審決では、両商標は称呼、外観が非類似であり、いずれも特定の意味のない造語であるので観念においても比較ができないとした。

しかし判決では、引用商標の要部を「優肌」の漢字部分にあると認定し、商品「固定テープ・巻絆創膏」について長年使用されてきた事実から、引用商標は「肌に優しい」との観念において理解されていると認定した。

その結果、本件商標「肌優」と引用商標「優肌」とは共に「肌に優しい」、「優しい肌」との観念が同一の類似商標であり、また両商標とも造語商標であるため、商標を構成する漢字の持つ意味が判断要素となるので、「優」と「肌」の文字が共通する両商標は外観においても類似すると判断し、審決を取り消した。なお称呼については、審決同様に非類似と判断している。

確かに、「優」と「肌」の2文字から成る商標で、その前後が入れ替わっただけの商標は外観において紛らわしいと言えるが、判決が認定した「優しい肌」や「肌に優しい」との観念は、肌荒れやはがすとき痛みの少ない絆創膏について、識別力のある観念といえるのであろうか疑問である。

商標の類否判断は、外観、称呼、観念に基づいて判断されるが、本判決が引用するしょうざん事件最高裁判決が、これらの判断要素を総合して全体的に考察すべきと言っているように、必ずしも個々に分けて結論する必要はないのではなからうか。

本件において、両商標が紛らわしいのは、いずれも「優」と「肌」という2つの漢字から構成されているからであり、しかもそれぞれの漢字が持つ意味が需要者に容易に理解されるのであるが、既成語ではないため、「優肌」であったか、あるいは「肌優」であったかが需要者に確と認識されないため、外観において混同するのよう、個々の漢字の意味は、外観の類似性を助長する要素になっているというべきであり、本件においては観念類似との判断は不要ではなからうか。

なお、本件のように商標を構成する語が入れ替わった場合の類似性については、当サイト審決データファイル「語順が入れ替わった商標の類似性」に掲載の審決例を参照されたい。

○タフロタン事件

知財高裁 H21.10.22 H21(行ケ)10216, 10217 審決取消請求事件(滝澤孝臣裁判長)

第5類「薬剤」を指定商品とする登録商標「タフロタン / Taflotan」及び「Taflotan」に対して不使用取消審判が請求された。商標権者である被請求人は、日本で医薬品の承認申請を行い、ヨーロッパでも販売すべく、フィンランドの子会社を通じて主要13カ国に承認申請を行なった。そしてデンマークで最初の承認を得られた後、サンプル剤5000本を子会社に輸出した。またその後、治療剤を約7万本、サンプル剤約2万5000本を子会社に輸出した。商品のラベルには「TAFLOTAN®」と表示され、包装箱には「Taflotan」の文字のほか、底面に小さく「タフロタン(ドイツ)2.5mlX50 函」と表示されている。審決はこれを認め、取消審判請求を不成立とした。その取消しが求められた事案である。

原告は、審決の取消事由として使用の事実自体を争ったほか、「輸出」が「使用」に該当しないとユニークな主張をしている。すなわち、平成18年の改正法以前は「輸出」が「使用」の定義に含まれておらず、法改正が行なわれたのは、模倣品の輸出を差し止めるためという商標権侵害の場面を想定しているので、不使用取消の場面における「使用」に「輸出」は該当しないとの理由である。

しかし、判決においても、指定商品「薬剤」に含まれる「点眼薬」に本件商標が付され海外の子会社に販売されている以上、使用の事実が否定されることはないし、また「輸出」についても法律用語が異なる意味で解釈されることはないので、原告の主張はいずれも理由がないとして斥けられている。

なお不使用取消審判は、自己の商標の登録上の障害となる類似商標を排除するために利用されることが大半であるが、IPDLで検索する限り原告出願の類似商標が見当たらないのである。

また被告は取消審判の対象となった2件の登録商標に加えて、平成20年6月13日に登録された商標「TAFLOTAN」(第5140613号)も所有しているので、たとえ今回の2件の登録の取消しに成功しても意味がないように思えるが、この点を原告がどのように考えていたのか疑問である。

○インテラセット事件

知財高裁 H21.10.20 H21(行ケ)10074 審決取消請求事件(中野哲弘裁判長)

第 35 類「事業の管理又は運営」外を指摘役務とする登録商標「INTELLASSET(図形)」に対して、インテルコーポレーションが無効審判を請求した。特許庁は、本件商標が他人の著名な略称「INTEL」を含むことを理由に商標法 4-1-8 号に該当するとして登録を無効にすると審決した。その取消が求められた事案である。

争点は、8号にいう「他人の名称等を含む商標」の「含む」の意味についてである。特許庁審決では、本件商標中の「INTELLASSET」が馴染みのない造語であり、外観、称呼及び観念上、格別な特異性を有しないものであって、構成する文字全体が強く印象づけられないので、看者はインテル社の著名な略称と同一文字である語頭の「INTEL」の文字部分に強く注意を引かれ、その結果、同社を想起連想するので8号に該当すると判断した。

しかし、判決では、「含む」とは物理的に含んでいることではなく、人格権保護の観点から、当該部分が他人の略称として客観的に把握され、当該他人を想起・連想させるものであることが必要であると解釈し、本件商標「INTELLASSET」については、審決と同様、なじみのない造語であり、特定の読み方や観念を生じないので、インテル社の「INTEL」の文字は文字列の中に埋没し、同社を想起・連想させるものではないとして、事実認定は審決と同じでありながら正反対の判断を行ない、審決を取り消した。

判決に賛成である。原告商標「INTELLASSET」は、「知的資産」を意味する「intellectual asset」が造語されたものであるし、「intel」の語を含む英語は、「intellectual」のほか「intelligence」など知的な印象を与える語であるため商標として採用されることが多いので、たとえ商標中に「INTEL」の文字列を含んでいたとしても、それがインテル社を観念させるようなものでない限り、8号を適用すべきではないであろう。

特に原告の商号が「株式会社インテラセット」であることに鑑みれば、本件商標が「インテルアセット」と称呼されることはないので、インテル社の懸念は杞憂であろう。

○アガサナオミ事件控訴審判決

知財高裁 H21.10.13 H21(ネ)10031 商標権侵害差止等請求控訴事件(滝澤孝臣裁判長)

本年 2 月の東京地裁判決の控訴審事件である。原審である東京地裁では、原告である控訴人商標「AGATHA」の周知性の立証が十分ではなく、被告商標「Agatha Naomi」とは非類似の商標であるとして侵害が認められなかったが、控訴審では控訴人商標「AGATHA」の周知性が認められて類似商標と判断され、使用差止めと損害賠償が認められている。

被控訴人商標「Agatha Naomi」は、原審では人名から成る商標であり「アガサナオミ」のみの称呼が生ずると判断されたが、控訴審では「Agatha」と「Naomi」の 2 つの語から構成され、それぞれの冒頭が大文字であり、2 つの語の間に空白があるので、それぞれを分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合しているとまでいうことが出来ないと、あえて形式的な理由を挙げてまず認定した。

その上で、控訴人商標「AGATHA」が周知性を有し、出所識別標識として強く支配的な印象を与えることに照らすと、被控訴人商標からは、「Agatha Naomi」のほか、「Agatha」という称呼・観念も生ずるので、「Agatha」から生ずる「アガタ」又は「アガサ」の称呼のうち、「アガタ」が控訴人商標の称呼と同一であり、類似商標であると判断されている。

しかし、このような判決の論理には若干の無理があるように思われるので検討してみたい。まず、被控訴人商標の称呼であるが、取引の実際においてどのような称呼をもって取引されているかがまったく検討されていない。もちろん、主張責任は被控訴人にあるので、そのような主張がなければ裁判所も判断しようがないが、しょうざん事件以来、可能な限り取引の実情を考慮すべきとされている以上、裁判所から求釈明があっても良いのではなかろうか。

そして仮にはあるが、被控訴人商標が常に「アガサナオミ」の称呼で宣伝販売されているとしたら、果たして、「アガタ」の称呼で周知されている控訴人商標「AGATHA」に類似すると言えたであろうか。

しかし、本件は商標権侵害事件であるので、控訴人商標「AGATHA」が「アガタ」と称呼され周知されている以上、控訴人の主張を認めるためには、被控訴人商標からどうしても「アガタ」の称呼を抽出せざるをえないのである。なぜならば、商標権侵害の要件は、登録商標と類似する商標の使用であるからである(法 37 条)。これを商標法 4 条の拒絶理由に当てはめると、法 4-1-11 号の該当性となる。

しかし、「Agatha Naomi」が「AGATHA」に類似しないとしても、「AGATHA」が周知商標であるが故に、周知商標を含む「Agatha Naomi」に依然として混同のおそれがあるというシチュエーションを考えると、拒絶理由の4条との関係では法4-1-15号の該当性として捉えることができるのである。つまり、出願の拒絶理由と侵害の要件とはすべて一致しているわけではないのであって、法4-1-15号の該当性を考えると、本件は商標権侵害事件というよりも、不正競争事件として捉えた方が妥当な解決法であったように思われる。

最後に原告の損害に関し判決は、売上げがわずか4万4972円であるとの被控訴人の主張を採用し、控訴人の損害をその0.5%であるとして、 $44,972 \text{円} \times 0.5\% = 2,248 \text{円}$ と認定しているが、刑法の可罰的違法性の考え方からすると、実損害はないので違法性もないということになりかねないのであろうか。もちろん、権利侵害がある以上、使用差止めは認めるべきであろうが、このような実損害のない侵害事件について考えてみては如何であろうか。

○ディーブシー事件

知財高裁 H21.10.8 H21(行ケ)10141 審決取消請求事件(滝澤孝臣裁判長)

不使用取消審判事件において、使用証拠として提出されたダイバーズウォッチに表示された「DEEPSEA」の表示が商品の品質表示的使用か、あるいは商標的使用かが争われた事案である。

原告時計の文字盤には、中心から上部に「ELEGIN / INTERNATIONAL」の文字がやや大きく表され、中心から下部には「WATER RESISTANT」、「AUTOMATIC DEEPSEA」、「660ft=200M」、「DATE」の各文字が4段で表示され、**3段目の「AUTOMATIC DEEPSEA」の文字は他と異なり赤色で表示されている。**

然るところ、特許庁では、本件商品がダイバーズウォッチであり、本件商標「DEEPSEA」が「深海」を意味し、その下の「200M」が「水深200メートル」を意味し、さらに「DEEPSEA」の前の「AUTOMATIC」の文字が時計の「自動巻機能」を意味していることなどから、文字盤に表示された「DEEPSEA」は水深200メートルの深海においても使用できる機能及び主な仕様表示として認識されるので、商標としての使用ではないと判断し、登録を取り消すと審決した。

しかし知財高裁では、「DEEPSEA」の語が、審決が認定するような深海での耐水性機能の表示と理解される可能性もあるが、一方で、「DEEPSEA」の語が深い水深の場所でも使用できるという腕時計の品質を表示する語として一般的に使用されているものではないとの事実に関し当事者間に争いがなかったことを確認し、「DEEPSEA」が深海の神秘的なイメージをも与えていると理解でき、このことは需要者に対し、自他商品の識別標識としての機能を果たす態様で使用されていると判断し、審決を取り消した。

つまり、商品に付された1つの標章が常に1つの機能しか果たさないと理解しなければならない理由はなく、ある表示が商品の品質機能を表示すると理解できたとしても、その表示が、同時に自他商品の識別標識として機能することもあると判断したのである。

インターネットで原告商品「FK531」における使用態様をみると、時計の文字盤という狭い範囲に、主たる商標のほか、上記の機能を示すメッセージ表示が配置され、その中で「AUTOMATIC DEEPSEA」の文字は、赤字で強調されているし、また取消審判で乙5として提出されたものとほぼ同じと推測されるネット販売においても、「エルジン ELGIN 腕時計 DEEP SEA 自動巻き FK531」とのタイトルの下に販売されているのであって、「DEEPSEA」の語が商標として使用されていることが理解される。判決では、時計の文字盤の表示と「DEEPSEA」の語のイメージから判断しているが、このようなネット販売における宣伝広告的な使用をも併せて検討すれば、もっと簡単に結論が出せたように思われる。

一方、被告ロレックス社もすでに「ロレックス ROLEX シードウェラーディーブシー SEA-DWELLER DEEPSEA」を販売して居り、その文字盤にも、「ROLEX」の商標の下に、1行置いて「DEEPSEA」をやや大きく表示している。またロレックス社のHPでもモデル名として「ディーブシー」と表示されているので、「DEEP SEA」が商標として使用されていることも疑いないようである。